

平成29年3月28日（火）TRCセミナー（名古屋）

「議会主義の危機」をいかに突破するか

「議員提案政策条例の考え方・作り方」

東京都 墨田区議会議員 佐藤 篤

墨田区にて区長提出議案に対し、「墨田区立図書館条例」の修正案を提出する。他たくさんの政策条例に携わってきた経験からのお話で大変解りやすく参考になりました。

地方公共団体の議会には日本国憲法第93条に地方公共団体には法律の定めるところにより、その議事機関（議決機関）として議会を設置する。とある。地方自治法の第2節権限、第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない

一 条例を設けまたは改廃すること

とあるが、現実議員提案による条例案提出は平成27年間で816市中1162条例であるのが現実である。本日の学習目標は条例の構造について基本的な理解をする。議会で政策提案ができるようになる。政策提案条例を行うには理事者側の協力が欠かせない。「議会改革」の前に原稿制度でできることをやってみる。

1、条例に関する基礎知識

- ① 条例と法令の関係
- ② 罰則の適用について

2、「議員提案政策条例」をつくるための知識

- ①立法事実の確認
- ②一部改正・修正からはじめよう

3、「議員提案政策条例」をつくる際の留意点

4、「議員提案政策条例」をつくるための議会内の体制・風土づくり

①議員提案（地方自治法第112条第1項）

12分の1以上の賛成

- ②議員・会派間協議機関の常設化
- ③ 委員会提案条例の活用
- ④ 一般質問の活用
- ⑤ 委員会における管外行政調査の活用

5、墨田区議会の事例から

- ①墨田区立図書館条例（案）に対する修正案
- ②墨田区総合教育会議条例
- ③墨田区老朽建物等の適正管理に関する条例
- ④個人的に感震のある政策条例

6、サマリー

議員が条例案を作る際のポイント

- 上位法令で努力義務化となっているものを義務化、規定されていない事項を自治体自ら考えて、義務規定をつくる
- 報告規定
- 見直し規定

今回の研修を通して、条例が身近になり、何かできそうな気がしてきました。執行部側からの条例制定だけでなく、まずはできることから。本市に必要な条例、また本市ならではの条例についてまずは、党派を超えて勉強していくことから準備しなければいけないと思いました。本市には平成25年9月議会で議員提案の「常滑焼の器に注いだ地酒による乾杯を推進する条例」が制定されました。地酒と器をセットにした条例は全国初となり、注目を集めました。常滑の地場産業である常滑焼と地酒を盛り上げるために地元の要望もあり、全会一致で制定できました。その後この条例に基づき常滑焼の器で地酒で乾杯を行っているお店には「推奨店」として認定しています。がなかなか広がりが悪く、新年度より常滑焼使用への補助金もスタートします。この条例は広報でも紹介し、ポスターも貼られていますが、市民の方でも知らない方が多いと思います。今後は条例制定後の責任と広報に私達議員も責任を持ち、見直しも視野にいれて、調査、研究していかなければと思います。今議員が何をしているのかわかりづらいと市民の皆様から指摘をされていますが、やれることから着手し、それを公開することで少しでも、議会として理解して頂くことが大切であると思っています。

本市は空港を有する市としての特色があります。しかし、なかなかその特色が生かされていないのが現状だと思います。今後も議会として、個人としてしっかり他市町の例を参考に条例に挑戦していきたいと思っています。